

平成28年度第1回弘前市景観審議会 議事録

開催日時	平成28年8月9日(火) 午後2時 ~ 午後4時
開催場所	弘前市役所 新庁舎3階 防災会議室
議長	弘前大学大学院地域社会研究科長 北原 啓司
出席委員	栗形 昭一 委員 北原 啓司 委員(会長) 須藤 弘敏 委員 藤崎 浩幸 委員 前田 卓 委員 吉澤 葉子 委員 石澤 誠一郎 委員(副会長) 清藤 哲夫 委員 南 直之進 委員 川村 宏行 委員 高瀬 雅弘 委員 濱中 淳 委員 工藤 信裕 委員
事務局職員	都市環境部長 柳田 穰 都市環境部理事兼都市政策課長 鈴木 政孝 都市政策課長補佐 小山内 孝紀 都市政策課主幹兼計画係長 中村 洋幸 都市政策課計画係主査 田澤 一真 都市政策課計画係主事 工藤 寛明 都市政策課計画係主事 長内 遼太郎
会議内容	1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 市長挨拶 4. 組織会 5. 事務局より、景観審議会の趣旨等の説明 6. 報告 第1号「景観重要建造物の現状変更の状況について」 7. 審議 第1号「景観重要建造物の指定について」 8. 閉会

<議事概要>

1. 開会

2. 委嘱状交付

- 欠席者（1名）を除く13名に市長から委嘱状を交付

3. 市長挨拶

- 景観施策については、「弘前市景観計画」に基づき、市民が愛着を感じ、訪れる人々が満足できる景観づくりを目指し、各事業を展開している。
- 当市は、岩木山をはじめとする四季折々の豊かな自然に囲まれ、弘前城をはじめとする歴史的建造物や、明治・大正期の洋風建築など、多くの地域資源が調和した街並みが形成されている。
- 先月（7月）、20世紀を代表するフランスの建築家、ル・コルビュジエが設計した東京・上野の「国立西洋美術館」が世界文化遺産に登録されることが決まり、その弟子である前川國男が手掛けた当市の建造物にも注目が集まっている。
- 弘前ならではの景観を守り、未来へ継承していくためには、市民と行政が一体となって、豊かな地域づくりのための施策を引き続き推進していかなければならない。
- 当審議会は弘前市の特性を活かした景観づくりにおいて非常に重要な役割を担っているものと考えており、委員の皆様には、それぞれの立場からこれまでの経験を踏まえたいご指導、ご助言をお願いしたい。

4. 組織会

- 全会一致で北原委員を会長とすることを決定
→弘前市景観条例第22条3項に基づき当審議会の議長に就任
- 全会一致で石澤委員を副会長とすることを決定

5. 事務局より、弘前市景観審議会に係る趣旨等の説明

- 今回新たに当審議会委員に就任した者がいることから、下記について事務局より説明
 - ・当審議会の趣旨について
 - ・当審議会の設置と委員構成について
 - ・委員の任期について
 - ・景観に係る当市の主な施策について
→弘前市景観計画、景観重要建造物指定制度及び「趣のある建物・風景」パンフレットによる景観周知活動について説明

6. 報告 第1号「景観重要建造物の現状変更の状況について」

○指定済みの景観重要建造物のうち、前回の当審議会開催（平成26年7月）以降に現状変更のあった3つの建造物（旧制弘前高等学校外国人教師館、旧第八師団長官舎（弘前市長公舎）、弘前市役所）について、その変更内容や変更に係る留意点等を事務局より報告

○質疑応答

【委員】

市役所本館、新館の改修工事により、外観も変わるのか。

【事務局】

屋上の手すり等一部変わる箇所があるものの、全体を通しての外観はほぼ変わらない。

7. 審議 第1号「景観重要建造物の指定について」

○議案について

議案第1号 景観重要建造物の指定について

当市の景観を形成している建造物のうち、「趣のある建物指定制度」により指定されている建物から、以下の4件について保全していく必要があると判断し、景観重要建造物に指定することとする。

記

1. 一戸時計店
2. カトリック弘前教会
3. 大阪屋
4. 高砂そば

○事務局より、議案に係る説明

- ・景観重要建造物指定制度について
- ・指定候補選定までのプロセスについて
- ・指定候補の特徴について
- ・今後のスケジュールについて

○質疑応答等（主なもの）

【委員】

営業している店を選んだ理由は。また、店を締めた場合、指定は取り消すのか。修繕する際の市の許可基準についても教えていただきたい。

【事務局】

指定により当建造物を見たいとする観光客等が実際に訪問することが想定される。訪れたものの、建物に入れなくなると訪問者にとっては興醒めとなることが想定されることから、今回は建物内に入れるものを選んだ。

店を閉める場合については、閉店したことで建物の価値が損なわれることはイコールではなく、閉店後すぐに指定を取り消すというものでもない。閉店後引き続き保全や別な利活用に取り組んでいくのであれば、指定は継続する。

修繕する際の市の許可基準については、外観の特徴が著しく失われるようであれば、許可することはできない。そういった事態が想定される案件が生じた場合、当審議会に諮ったうえで判断したい。

【委員】

指定により、平面図上の指定部分は、一般者が見学可能となるのか。

【事務局】

あくまで外観の指定、補償対象部分の指定であり、内見を可能とするものではない。それは所有者個々で判断してもらうこととしている。

【委員】

趣のある建物選定委員会（以下、選定委員会）と当審議会の関係性がわからない。

【事務局】

選定委員会は平成20年度に設置された。文化財とは別に市内の趣のある建物を一般公募し、有識者等から成る当委員会にて公募のあったものを採点し評価が高かったものを選定した。市単独による評価ではなく、客観的な評価が重要との認識から当委員会を設置し、趣ある建物の指定を終えた平成21年度に解散している。

今回、そのなかから既に景観重要建造物に指定済みのものや個人宅を除いたものを除いて評価順にしたうえで、事務局で独自に4つの判断基準を設け、点数の高かったものから順に当てはめていき、すべてに当てはまった上位4件を今回候補とした。

【会長】

選定委員会の委員長は趣のある建物指定制度について研究しており詳しいので、フォロー願いたい。

【委員】

当初、指定候補の上位にあったものでも所有者に断られたものもあったと聞いている。結果、2年かけて41件が指定された。その後指定解除が1件あり現在は

40件となっている。

【委員】

指定することに賛成するか反対するかのジャッジについて自分の感性だけで判断していいのか、学術的な視点から判断しなくてもいいのか、悩ましいところがある。

【委員】

過去2回の景観重要建造物の指定には、それぞれ根拠、判断基準が示されていた。1回目は国登録有形文化財という根拠。2回目は前川國男が手掛けた建造物という根拠である。それと比較すると、今回は趣のある建物のなかからの一部の選定であり、感性や主観が混ざっているものと感じられ、基準が明確ではないように思える。

民間の所有物ということもあり、感性や主観での選定は市民からあらぬ疑いをかけられ、批判の種になりかねない。土手町の建物を1つ指定するなら、周辺地域を意識して同じ土手町のふさわしい建物を選ぶ、といった面を意識した選定の方が筋が通ると思う。

【委員】

基準がはっきりしない。今回の理由では、認めることは難しいように思う。

【委員】

4つを横並びで判断するには厳しい内容に感じる。判断基準を教えてほしい。

【事務局】

昨年度、判断基準を設け、予算の枠内で4件を調査し、調査結果に問題がなかったのもそのまま4件を事務局案としたが、基準がわからないとの指摘は重く受け止めた。

【会長】

趣のある建物と景観重要建造物は性質が異なる。趣のある建物は補助金等が絡まない緩やかな指定なので増やしていても特に問題ないだろうが、景観重要建造物は指定を増やすと補助対象が増え、市の負担も増える。今のペースで増やしていったら財政面は大丈夫なのか。将来を見据え、景観重要建造物の指定のビジョン、考えを整理した方がいい。

【事務局】

今回の4件の選定は、予算上4件しか調査できなかったという市の懐事情もある。4件以外の趣のある建物について、今後指定に係る議論のステージに上がらない、

ということは決して無い。予算との関係では、無尽蔵に増やすのは財政面で危険であり、真に相応しいもののみ指定していくことが重要と認識している。

【委員】

景観は連続性、つながりも大事。一戸時計店と開雲堂の両方は土手町としてのつながりがある。そうした視点からのアプローチも必要ではないか。

【委員】

市として景観保全の戦略を明確にしてもらいたい。それが無いから場当たり感がぬぐえず、釈然としない。

【議長】

市には、明確な戦略、判断基準を整理したうえで、それに即した選定を次回お願いしたい。そうすれば委員としても納得してジャッジできることに留意願いたい。

○議案に対して可否の判断ができないとの声が多数のため、採決なし

8. 閉会

9. 審議等の結果

○報告第1号について

→委員から否定的意見は無く、現状変更について問題なし。

○議案第1号について

→4件の建造物を指定することについて委員から異論は出なかったものの、趣のある建物に指定されている建造物のなかで事務局が設けた選定基準に当てはまる建造物が他にもあることから、市にて選定基準を明確にした上で事務局案を再度提出する方向で申し合わせた。

以上